

平成24年1月13日 判決言渡及び原本交付 裁判所書記官 嘉屋正徳

平成23年(ハ)第623号 不当利得返還請求事件

(平成23年12月9日 口頭弁論終結)

判 決

山口県光市

原 告 X1

山口県周南市

原 告 X2

山口県光市

原 告 X3

上記3名訴訟代理人弁護士 田邊一隆

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被 告 アイフル株式会社

同代表者代表取締役

主 文

1 被告は、原告 X1 に対し、26万6496円及びうち18万5969円に対する平成23年5月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告は、原告 X2 に対し、91万1157円及びうち85万8053円に対する平成23年6月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 被告は、原告 X3 に対し、21万3308円及びうち15万7788円に対する平成23年6月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4 訴訟費用は被告の負担とする。

5 本判決の第1項、第2項及び第3項は、本判決が被告に送達された日から1

4日を経過したときは、仮に執行することができる。

ただし、被告が、原告 X1 に対して 23万円の担保を供するときは本判決第1項の仮執行を、原告 X2 に対して 87万円の担保を供するときは、本判決第2項の、原告 X3 に対して 18万円の担保を供するときは本判決第3項の、各仮執行を免れることができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文第1項なし第3項同旨

第2 当事者の主張

1 請求原因

(1) 当事者

被告は、平成23年7月1日に株式会社ライフ(以下「ライフ」という。)を吸収合併した貸金業者である。

原告 X1 は、被告との間で、原告 X2 及び原告 X3 は、ライフとの間で、いずれも金銭消費貸借取引をしていた者である。

(2) 原告 X1 と被告の取引(以下「本件取引1」という。)

取引開始日 平成12年1月5日

取引終了日 平成14年9月9日

取引の経過 別紙計算書1のとおり

(3) 原告 X2 とライフの取引

ア デオデオe eカード契約に基づく取引(以下「本件取引2-1」という。)

取引開始日 平成15年1月9日

取引終了日 平成23年3月9日

取引の経過 別紙計算書2-1のとおり

イ A O Y A M A カード契約に基づく取引(以下「本件取引2-2」という。)

取引開始日 平成15年3月10日

取引終了日 平成23年3月9日

取引の経過 別紙計算書2-2のとおり

(4) 原告×3とライフの取引（以下「本件取引3」という。）

取引開始日 平成11年1月8日

取引終了日 平成17年1月27日

取引の経過 別紙計算書3のとおり

(5) 不当利得（過払い）

本件の各取引につき、利息制限法所定の法定利率を適用して計算すると、

①本件取引1は、別紙計算書1のとおり取引終了時において過払金元金が18万5969円となり、②本件取引2-1は、別紙計算書2-1のとおり取引終了時において過払金元金が46万4717円となり、③本件取引2-2は、別紙計算書2-2のとおり取引終了時において過払金元金が39万3336円となり、④本件取引3は、別紙計算書3のとおり取引終了時において過払金元金が15万7788円となって、被告は上記各金員を法律上の原因なく取得している。

(6) 悪意の受益者

ライフ及び被告は、いずれも貸金業者であり、利息制限法を超過する利息の約定は制限超過部分について無効で、超過部分の弁済は元本に充当され、元本完済後は法律上の原因のない利益として返還を求められることを知っていたから、悪意の受益者に該当し、前記過払金が発生するごとに利息が発生し、その利率は年5分である。

本件各取引については別紙計算書1、同2-1、同2-2、同3のとおり利息が発生しており、本件取引1の利息は平成23年5月6日の時点で8万0527円、本件取引2-1の利息は平成23年5月31日の時点で3万0201円、本件取引2-2の利息は同日の時点で2万2903円、本件取引3の利息は平成23年6月22日の時点で5万5520円となる。

(7) まとめ

よって、各原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金元金及びその利息の支払を求める。

2 請求原因に対する認否等

- (1) 請求原因(1)は認める。
- (2) 請求原因(2), (3), (4)は知らないし否認。
- (3) 請求原因(5)は争う。
- (4) 請求原因(6)は否認する。

被告及びライフは、原告と取引をしていた当時、平成18年法律第115号による改正前の貸金業法(以下「貸金業法」という。)17条1項及び18条1項に規定する書面(以下「17条書面」「18条書面」という。)を顧客に交付する一般的な業務態勢を構築していたので、貸金業法43条1項の適用が認められるとの認識を有していたことについてやむを得ないといえる特段の事情があったものというべきである。

- (5) 請求原因(7)は争う。

3 抗弁

被告は、悪意の受益者ではないから、利息の支払義務が発生する日は、原告勝井達臣に対しては、訴状送達の日の翌日であり、原告田山典男及び原告播仲代に対しては、訴状送達の日の翌日又は取引終了日の翌日である。

また、被告は原告 X / に対して、現存利益を返還すれば足りる。

4 抗弁に対する認否

いずれも否認する。

第3 当裁判所の判断

- 1 請求原因(1)は当事者間に争いがない。
- 2 甲1によると請求原因(2)の取引経過が、甲2によると同(3)の各取引の経過が、甲3によると同(4)の取引経過が認められ、これに利息制限法の制限利率を適用

して引き直し計算をすると、それぞれ別紙計算書1、同2-1、同2-2、同3のとおりになるから、請求原因(2)～(5)が認められる。

3 請求原因(6)について

(1) 金銭を目的とする消費貸借において、制限利率を超過する利息の約定は、その超過部分につき無効であって、この理は、貸金業者についても同様であるところ、貸金業者については、貸金業法43条1項が適用される場合に限り、制限超過部分を有効な利息の債務の弁済として受領することができるとされているにとどまる。このような法の趣旨からすれば、貸金業者は、同項の適用がない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後の過払金は不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきである。そうすると、貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるものというべきである。

また、金銭消費貸借の借主が制限超過部分の支払を継続し、その制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生した場合において、貸主が悪意の受益者であるときは、貸主は、民法704条前段の規定に基づき、過払金発生の時から同条前段所定の利息を支払わなければならない。

(2) 貸金業法43条1項のみなし弁済の適用が認められるためには、17条書面及び18条書面の交付がいずれも要件となるところ、17条書面の記載事項について、最高裁平成17年(受)第560号同年12月15日第一小法廷判決は、リボルビング方式による貸付について、貸金業者において、個々の貸付の際に、17条書面として借主に交付する書面に確定的な返済期間、返済

金額等の記載に準ずる記載をすべき義務があり、基本契約書の記載と各貸付の都度借主に交付された書面の記載とを併せても、確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載がないときは、17条書面の交付があったということはできない旨判示している。そして、同判決が言い渡される前の下級審の裁判例や学説の状況は、リボルビング方式の貸付については、17条書面として交付する書面に確定的な返済期間、返済金額等に準ずる記載がなくても貸金業法43条1項の適用があるとの見解を採用するものが多数を占めていたとはいえない（顕著な事実）ことなどからすると、リボルビング方式の貸付について、貸金業者が17条書面として交付する書面に確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載をしない場合は、平成17年判決の言渡し日以前であっても、当該貸金業者が制限超過部分の受領につき貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有することに前記特段の事情があるということはできず、当該貸金業者は、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定されるものというべきである（最高裁平成23年(受)第307号同年12月1日第一小法廷判決参照）。

(3) これを、本件の各取引について検討する。

ア 甲1～甲3及び弁論の全趣旨によれば、貸金業者である被告及びライフは、制限利率を超過する約定利率で原告に対して本件取引1、同2-1、同2-2、同3の各取引にかかる各貸付を行い、制限超過部分を含む本件各取引に係る各弁済の弁済金を受領したことが明らかである。

イ 本件取引1について

被告は、17条書面及び18条書面を顧客に交付する一般的な業務態勢を構築していたと主張し、金銭消費貸借基本契約書兼告知書（乙1）を17条書面として提出している。乙1によると、本件取引1にかかる基本契約はリボルビング方式の貸付であると認められるところ、乙1には、確定

的な返済期間及び返済金額等に準ずる記載はなく、提出されている他の証拠によっても、確定的な返済期間及び返済金額等に準ずる記載のある書面が原告 X/ に交付された事実は認められない。

そうすると、被告が貸金業法 43 条 1 項のみなし弁済の適用があると認識することがやむを得ないといえるような特段の事情は認められないから、本件取引 1 について過払金が発生したときは、被告は、悪意の受益者であると推定されるというべきである。

ウ 本件取引 2-1, 2-2 及び本件取引 3 について

被告は、ライフが 17 条書面及び 18 条書面を顧客に交付する一般的な業務態勢を構築していたと主張するが、前記特段の事情を認めるに足る証拠は存在しないから、本件取引 2-1, 同 2-2 及び同 3 について過払金が発生したときは、悪意の受益者であると推定される。

(4) 以上によると、被告は、本件各取引について民法 704 条の「悪意の受益者」であると推定され、本件各取引にかかる各弁済によって過払金が生じていれば、各原告に対し、悪意の受益者として、過払金が生じた時から民法所定の年 5 分の割合による利息を付してこれを返還すべき義務を負うものというべきである。

過払金が生じたときから年 5 分の利息が発生するものとして、取引履歴（甲 1, 甲 2, 甲 3）にしたがって利息制限法の制限利率を適用して計算すると、本件取引 1 は別紙計算書 1 のとおり、本件取引 2-1 は別紙計算書 2-1 のとおり、本件取引 2-2 は別紙計算書 2-2 のとおり、本件取引 3 は別紙計算書 3 のとおりとなり、請求原因(6)が認められる。

4 抗弁について

以上によると被告は悪意の受益者であると認められるから、被告が悪意の受益者に該当しないことを前提とする抗弁はいずれも理由がない。

第 4 結論

以上から、各原告の請求は理由があるから認容することとし、主文のとおり
判決する。

周南簡易裁判所

裁判官 西 村 公 宣

これは正本である。

平成24年1月13日

周南簡易裁判所

裁判所書記官 嘉屋正徳

